

住宅融資保険の保険料の率を定める政令の一部を改正する政令案要綱

## 第一 題名の改正

政令の題名を「住宅融資保険法施行令」に改めることとする。

## 第二 資金の融通を業とする法人の規定

住宅金融公庫が保険契約を締結することができる資金の融通を業とする法人は、貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業者である法人及び貸金業の規制等に関する法律施行令第一条第四号に掲げる者である法人とすること。

(第一条関係)

## 第三 附帯の債権の規定

債務保証特定保険関係において保険価額に含まれる附帯の債権は、保険金の支払の日(その日が保険事故の発生の日から三月を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)までの貸付金の利息とすること。

(第二条関係)

## 第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。